

気象警報発表時・地震発生時の対応について

気象警報発表時、および地震発生時の対応について、下記の通りお伝えします。

1 気象警報による臨時休業

当日午前7時の時点で、気象庁から練馬区に下記の警報・特別警報が発表されている場合、臨時休業になります。

- (1) 特別警報(大雨・暴風・大雪・暴風雪等)
- (2) 暴風警報
- (3) 暴風雪警報

※ これ以外の警報では、臨時休業になりません。

※ 保護者の判断で遅刻、欠席する場合はご連絡ください。

また、遅刻の場合は保護者が学校まで付き添ってください。

2 震度5弱以上の地震発生時

- (1) 前日の下校以降、翌日の登校までに発生した場合

学校は翌日から臨時休業となります。学校から再開の連絡があるまで、児童は自宅待機となります。

学校はすべての児童の安否確認を行います。

- (2) 登下校時に発生した場合

・児童は、自分の判断で安全な場所(落ちてこない・倒れてこない)へ避難します。

・揺れが収まった後、原則として学校に近い場合は学校に移動、

自宅に近い場合は自宅に移動します。判断に迷う場合は学校に移動します。

学校はすべての児童の安否確認を行います。

- (3) 学校にいる間に発生した場合

保護者が引き取りに来るまで学校で保護・待機させます。

3 震度4以下の地震発生時

- (1) 前日の下校以降、翌日の登校までに発生した場合、学校は通常授業を行います。

- (2) 登下校時に発生した場合

安全に気を付けて登下校します。

- (3) 学校にいる間に発生した場合

原則として、引き渡しは行わず下校させます。